

## 新型コロナウイルス感染症に関するお取扱い等について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、ならびに感染拡大により影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井 健司）は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたお客さまを対象とするお取扱いを実施しておりますので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. ご契約に対する特別お取扱いについて

#### (1) 保険料払込猶予期間の延長措置

保険料のお払込みが困難な場合、契約者さまからのお申し出によりお払込みを猶予する期間を最長6ヵ月まで延長いたします。

#### (追加措置：2020年6月11日更新)

##### ①追加措置の対象となるご契約

上記の特別取扱いの適用をお申し出いただき、保険料払込猶予期間を延長（最長6ヵ月間）されているご契約を対象とします。

##### ②保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置

上記①に該当し、その猶予期間内に通常通りのお払込みに戻ることが難しい場合に、お客さまからのお申し出により、保険料払込猶予期間をさらに7ヵ月延長いたします。

※実施済みの6ヵ月と合わせ、最長13ヵ月（2021年4月末まで）

#### (2) 保険金・給付金・解約返戻金・契約者貸付の請求手続きの簡易取扱

保険金・給付金・解約返戻金・契約者貸付金の請求手続きに必要な書類を一部省略するなど、簡易迅速なお取扱いをいたします。

#### (3) 契約更新手続き期間の延長措置

更新日が2020年3月17日以降に到来する個人保険のご契約で、契約更新のお手続きが困難な場合、契約者さまからのお申し出によりお手続きの期限を2020年9月30日まで延長いたします。

## 2. 給付金・保険金のお支払いについて

### (1) 入院給付金について

新型コロナウイルス感染症は、他の疾病と同様に入院給付金の支払対象となる「疾病」に該当します。医師の指示により医療機関に入院された場合は、陽性・陰性にかかわらず、入院給付金の支払対象となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大にともない、医療機関が満床であるなどの理由により、医師の指示にもとづき、自宅もしくは臨時施設等にて、入院と同等の治療・療養を受けた場合については、その期間に関する医師または医療機関の証明書類などの提出をもって、入院給付金等の支払対象とします。

### (2) 保険金について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた場合は、疾病による死亡保険金の支払対象となります。

加えて、次の【対象商品】にご加入のお客さまで、新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡もしくは高度障害状態となった場合には、災害死亡保険金等をお支払いすることといたします。(※)

#### 【対象商品】

(2020年5月12日現在)

| 主契約・特約の名称               | 対象保険金等            |
|-------------------------|-------------------|
| 5年ごと利差配当付こども保険          | 災害死亡保険金           |
| 低解約返戻金型終身保険（無選択型）       | 災害死亡保険金           |
| 3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険 | 災害死亡給付金           |
| 災害割増特約                  | 災害死亡保険金、災害高度障害保険金 |
| 傷害特約                    | 災害死亡保険金           |
| 団体定期保険災害割増特約            | 災害保険金、災害高度障害保険金   |
| 団体定期保険傷害特約              | 災害保険金             |
| 団体定期保険災害保障特約            | 災害保険金             |
| 団体定期保険こども災害割増特約         | 災害保険金、災害高度障害保険金   |
| 団体定期保険こども傷害特約           | 災害保険金             |
| 団体定期保険こども災害保障特約         | 災害保険金             |

### (3) 特別条件適用契約の取扱いについて

特別条件のうち保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位不担保法が適用される契約について、新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した場合には、特別条件を適用せずに保険金・給付金をお支払いすることといたします。(※)

#### 【対象契約】

特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2013）が付加された契約

(※) 該当のお取扱いについては、これまでに支払事由に該当した場合も含めて、適用いたします。ご提出いただいた死亡保険金等の請求に必要な書類（医師または医療機関にて証明された死亡診断書等）に記載された病名等により判断し、お支払いいたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

感染拡大防止措置を講じ、人員を縮小して運営しているため、繋がりにくい場合があります。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【お問い合わせ先】**

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

《ご参考》新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

- 新型コロナウイルス感染症による影響を受けられた皆さまに対する各種お取扱いについて  
6月11日更新（保険料払込猶予期間の延長に関する追加措置）

[https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets\\_c/20200611a.pdf](https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20200611a.pdf)

- 新型コロナウイルス感染症に関する災害死亡保険金等のお支払いについて  
5月12日更新（対象商品追加）

[https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets\\_c/20200512-1.pdf](https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20200512-1.pdf)

- 新型コロナウイルス感染症に関する保険金・給付金のお支払いについて  
4月8日付 ニュースリリース

[https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets\\_c/20200408.pdf](https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20200408.pdf)

- 緊急事態宣言発令をふまえた当社の対応について

4月8日付 ニュースリリース

[https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets\\_c/20200408-1.pdf](https://www.fukokushinrai.co.jp/company/news/assets_c/20200408-1.pdf)

以上